

○大野市学校通学用自動車運行管理規程

平成17年11月4日

教委訓令第4号

改正 平成18年3月31日教委訓令第2号

平成22年3月29日教委訓令第1号

平成24年3月28日教委訓令第1号

学校通学用自動車運行管理規程（昭和63年教育委員会訓令第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、学校通学用自動車（以下「スクールバス」という。）の運行管理について、大野市庁用自動車管理規程（昭和61年訓令第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（運行及び利用）

第2条 スクールバスを運行する大野市立小中学校（以下「小中学校」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 大野市阪谷小学校
- (2) 大野市富田小学校
- (3) 大野市開成中学校
- (4) 大野市尚徳中学校

2 前項に定めるスクールバスの運行期間、主な経路及び運行区域は、別表に掲げるとおりとする。

3 スクールバスは、生徒の輸送に影響を及ぼさない場合に限り、小山小学校の児童並びに小山幼稚園及び阪谷幼稚園の園児の通学及び通園のための輸送に供することができる。

（運行時間）

第3条 スクールバスの運行時間は、次のとおりとする。ただし、学校行事等で教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 4月1日から11月30日までの期間 午前6時30分から午後6時30分まで
- (2) 12月1日から翌年の3月31日までの期間 午前7時から午後6時まで

（目的外運行）

第4条 地域住民の利便又は学校教育上必要な場合は、別に定めるところにより、スクールバスを通学用以外に運行することができる。

(運転者)

第5条 スクールバスの運転は、当該小中学校の所属運転手が行うものとする。

2 教育委員会は、スクールバスの運転を前項の者以外のものに委託することができる。

3 災害その他やむを得ない事態が生じた場合は、教育委員会の承認を得て、前2項に掲げる者以外の者に運転させることができる。

(通学生徒名簿の提出)

第6条 小中学校の学校長は、毎年4月1日までに、第2条第2項に規定する運行区域内の通学児童生徒名簿を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、スクールバスの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年11月7日から施行する。

附 則 (平成18年教委訓令第2号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年教委訓令第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年教委訓令第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年教委訓令第3号)

この規程は、令和元年10月8日から施行する。

別表 (第2条関係)

学校名	期間	主な経路	運行区域
阪谷小学校		主要地方道大野勝山線～市道森本伏石線	南六呂師
富田小学校		県道五条方松原出勝山線～主要地方道大野勝山線	土布子 新河原 森目 木落 蕨生 下唯野

開成中学校	12月1日から 翌年の3月31 日まで	市道春日野千歳木の本線 ～市道下黒谷友兼線	下舌 上舌 阿難祖地 頭方 阿難祖領家 下 黒谷 上黒谷 千歳
尚徳中学校	4月1日から1 1月30日まで	主要地方道大野勝山線～ 県道上唯野西屋勝山線～ 市道伏石金山線～市道橋 爪落合線	南六呂師 落合 橋爪 大月 御領 花房 金 山 小黒見 蓑道 堂 嶋 伏石 八町
尚徳中学校	12月1日から 翌年の3月31 日まで	主要地方道大野勝山線～ 県道上唯野西屋勝山線～ 市道伏石金山線～市道橋 爪落合線	南六呂師 落合 橋爪 大月 御領 花房 金 山 小黒見 蓑道 堂 嶋 伏石 八町 森本 石谷 萩ヶ野 不動堂 松丸 柿ヶ嶋